

防府市防災会議部会設置要綱

平成25年5月27日制定

(設置)

第1条 防府市地域防災計画（以下「防災計画」という。）の見直しを検討し、修正するに当たり、特に必要と認めることについて検討等をするため、防府市防災会議条例（昭和38年防府市条例第12号）第5条第1項の規定に基づき、防府市防災会議に部会を設置する。

(設置する部会)

第2条 平成26年度からの防災計画の見直しの検討及び修正に当たり、防災計画見直し検討部会を設置する。

(所掌事務)

第3条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防災計画の見直し・修正検討に関すること。
- (2) その他部会において必要と認めること。

(副部会長)

第4条 部会に副部会長を置き、部会長が指名する者をもって充てる。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 部会長は、会議の結果について防府市防災会議で報告するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。